

VII. 公務公共サービスの営利化（産業化）・市場化をやめ、住民の権利と暮らしを守る地方自治体を

1 住民の福祉を増進し、自治体・公務公共関係労働者が健康で安心して働けるように、地方自治体の職員体制を確立すること

- (1) 地方自治体は「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第1条の2）役割を果たすために、公務公共サービスに必要な職員を配置できるように行財政上の措置を講じること。地方自治体の恒常的な業務は「任期の定めのない常勤職員」が担うようにすること。地方自治体の恒常的な業務には、労働者派遣やシルバー人材センターを導入しないこと。国は地方自治体が必要な人員を配置できるように財源を保障すること。国は、地方自治を蹂躪して職員削減と非正規雇用化、民間委託を強要し、公務公共サービスの低下を招く行革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）を廃止すること。
- (2) 地方自治体は、公務公共サービスを拡充するために、児童福祉司、婦人相談所職員、保健師、精神保健センター職員、図書館司書、学校司書、生活保護ケースワーカー、保育士、学童保育指導員、消費生活相談員、学校給食調理員、清掃職員、学校用務員など、住民生活を守る第一線に専門性を持った正規職員を配置すること。国は、地方自治体において必要な専門職員が配置できるように財源を保障すること。
- (3) 地方自治体は、清掃、学校給食、学校用務等の現業職場の縮小、民間委託を推進せず、住民の安全・安心を守るために直営で充実し、現業職員の正規採用を行うこと。高齢者、障害者、要介護者の自宅を訪問して家庭ごみを回収する福祉収集（ふれあい収集）事業を推進すること。学校給食は自校直営で充実を図ること。国は、現業職場の民間委託を推進せず、地方自治体が現業業務を直営で充実できるように財源の保障をはじめとした支援を行うこと。
- (4) 子育てと仕事の両立を図るために、地方自治体は、育児休業の代替に「任期の定めのない正規職員」を配置し、育児休業取得者数を考慮した計画的な職員採用を行うこと。国は地方自治体において育児休業の代替に「任期の定めのない常勤職員」が配置できるように支援を行うとともに、職員が配置できるように財源を保障すること。
- (5) 自治体の窓口業務は、住民の基本的な人権を守りプライバシー情報を取り扱うものであることから、地方自治体は、民間委託や地方独立行政法人の活用を行わず、直営で正規職員を配置して行うこと。国は、窓口業務の民間委託や地方独立行政法人の活用を地方自治体に押し付けないこと。地方交付税のトップランナー方式を窓口業務に導入しないこと。
- (6) 地方自治体は、住民の安全と基本的な人権を守る消費生活相談行政の人員・体制を充実させること。
- (7) 国は、AIなどを活用して自治体職員を大幅に削減し、公務公共サービスの低下を引き起こす「スマート自治体」の方針を撤回すること。
- (8) AI や ICT、IoT などの技術について、国は、地方自治体において、住民の福祉の増

進と自治体職員の労働条件の改善が図れるように必要な支援を行うこと。国は、技術を悪用した公務公共サービスの切り捨て、基本的人権の侵害、自治体職員の削減を地方自治体に押し付けないこと。AI や ICT、IoT などの技術の導入の可否は、地方自治体が自主的に決めるものであることから、国は地方自治体に対して導入の強要、誘導を行わないこと。

(9) 地方自治体における AI や ICT、IoT など技術の導入については、下記のように取り扱うこと。

- ① 「住民の福祉の増進を図る」(地方自治法 1 条の 2) という地方自治体の役割を踏まえ、住民の基本的人権を擁護し、公務公共サービスの向上を図ることを目的とすること。
- ② 自治体職員の労働条件の低下をさせず、向上を図るものとする。
- ③ 導入に関わる情報を住民に公開し、導入の是非も含め、住民の合意と納得で決めること。
- ④ 自治体職員の労働条件に関わる重要事項であることから、労使協議および労使交渉の事項とし、導入の是非や導入の対象とする業務の範囲も含め、労使合意で取り扱うこと。

2 指定管理者制度は廃止し、「公の施設」を充実させること

(1) 地方自治体は、利用者の権利保障、施設と利用者との長期的な信頼関係の維持、専門性・継続性の確保など、公務公共サービスを維持、充実させることが必要な「公の施設」は、原則として自治体が直営で管理運営し、施設で働く職員は自治体の正規職員とすること。

(2) 国は地方自治法 244 条の 2 を改正し、指定管理者制度を廃止し、「公の施設」は地方自治体が管理運営を行うようにすること。

(3) 地方自治体は、指定管理者制度が当面存続する場合であっても、「公の施設」において公務公共サービスを低下させないために、下記のように運用を改善すること。国は、地方自治体において指定管理者制度の運用の改善が下記のように図られるように支援すること。

- ① 指定管理者制度を導入する目的に「管理経費の縮減」を設けず、住民の福祉を増進する施設の設置目的を明確にすること。指定管理者の選定に当たっては、コスト削減を基準とするのではなく、公務公共サービスの維持・向上が図られるかどうかを基準に選定すること。
- ② 利用料金について、住民が施設を利用できる権利を保障するために最小限度の料金にとどめ、減免ができるようにすること。施設の管理運営によって得た収益は、施設の充実など公共の目的に使うこと。
- ③ 指定管理者が施設を管理運営する場合においても、「公の施設」の安全の確保、公務公共サービスの維持・向上に直接の責任を持つこと。施設で事故が発生をしたり、公務公共サービスの低下を招くなど住民、利用者等に損害を与えた場合、自治体と指定管理者の責任で、被害者に正当な損害賠償が行われるようにすること。指定管理者に損害賠

償保険への加入を義務付けること。

- ④ 住民や利用者の代表が参加して「公の施設」の管理運営状況を調査し、改善について自治体に意見反映ができる機関を設けること。指定管理者を選定する委員会に、住民・利用者の利益を代表する委員の参加を保障し、意見を反映すること。
- ⑤ 指定管理者について、原則として非営利の事業者限定して指定することとし、営利企業の参入を禁止すること。
- ⑥ 行政と事業者の癒着を防止するために、首長や議員が役員等を務める事業者については指定管理者への参入を禁止すること。
- ⑦ 指定管理者の指定にあたっては、施設の管理運営に関わる実績、専門性、技術、人材の蓄積を尊重し、公務公共サービスが維持・充実できると認められる事業者であれば、非公募で指定すること。
- ⑧ 指定管理者の指定にあたっては、地元の事業者を優先して指定し、地域の雇用の拡大、地域経済の振興を図ること。
- ⑨ 指定管理者の指定期間について、非営利の公共団体が指定管理者となる場合、「公の施設」の管理運営についての専門性、継続性が保障される期間を確保すること。
- ⑩ 指定管理者が運営する「公の施設」の運営状況について定期的に調査を行い、情報を公開すること。指定管理者を情報公開条例の対象にし、指定管理者が「公の施設」の管理運営で得た収益や役員報酬等を公開すること。
- ⑪ 指定管理者を個人情報保護条例の対象とし、住民、利用者の個人情報の適正な管理と保護を義務付けること。

(4) 地方自治体は、指定管理者制度が当面存続する場合であっても、指定管理者で働く労働者に適正な賃金・労働条件を確保するために、下記の施策を実施すること。国は、指定管理者で働く労働者に下記の施策が実施されるように支援を行うこと。

- ① 指定管理者の指定に当たっては、(i) 施設で働く労働者に自立して生活ができる適正な賃金を支払うこと。(ii) 指定管理者を変更する場合、施設で働いていた労働者を継続して雇用することを指定の条件に設けること。自治体の直営に戻す場合、自治体は指定管理者に雇用されていた労働者、及び指定管理者に派遣されて働いていた派遣労働者の雇用を確保すること。
- ② 指定管理に係わる経費を労働者が自立して生活できる適正な賃金額で見積もること。指定管理者に適正な賃金・労働条件を確保することを義務付けること。
- ③ 指定管理者に最低賃金法、労働基準法、労働者派遣法、労働安全衛生法など労働関係法令の順守を徹底させ、法令違反がないかをチェックすること。労働者の人権を侵害する重大な違法行為があった指定管理者については、指定を取り消すこと。
- ④ 指定管理者で働く労働者が加入する労働組合の労働基本権の行使を保障し、労働組合との協議に応じて、適正な賃金・労働条件が確保されるようにすること。